

令和 5 年度

横芝光町財政健全化
判断比率の審査意見

横芝光町監査委員

横 監 第 1 3 号
令和 6 年 8 月 2 6 日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町監査委員 大木 薫

横芝光町監査委員 鈴木 克征

令和 5 年度横芝光町財政健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和５年度 財政健全化判断比率の審査意見

1 審査の実施日

令和６年８月２２日

2 審査の概要

この財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率算出過程に誤りはないかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率については、算定基礎となる事項を記載した書類と決算審査等を照合した結果、計数は正確であると認められた。また、算出過程においても適切に処理されているものと認められる。

健全化判断比率	令和５年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	14.11%	
②連結実質赤字比率	—	19.11%	
③実質公債費比率	5.1%	25.0%	
④将来負担比率	—	350.0%	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和５年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額の計が黒字となっているため、算定されない。

②連結実質赤字比率について

令和５年度の連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額、並びに公営企業会計の資金不足・剰余額の合計が黒字となっているため、算定されない。

③実質公債費比率について

令和５年度の実質公債費比率は5.1%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

令和５年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っているため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について早期健全化基準を大きく下回っていることから、特に是正改善を要する指摘事項はない。